

日医工MPI行政情報

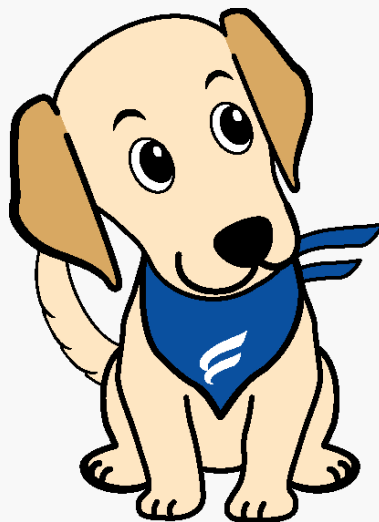
<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

一般名処方マスタ

2012年7月1日改訂

株式会社日医工医業経営研究所（日医工MPI）

資料作成：日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345 飯田裕美



資料No. 240703-278

nikky



株式会社日医工医業経営研究所

処方せんに記載する一般名処方標準的な記載例（一般名処方マスタ）について （平成24年7月1日現在）

一般名処方加算について、2012年7月3日に一般名処方加算対象となる全ての医薬品について一般名処方マスタが厚生労働省ホームページに公開されました。またそれに伴い、疑義解釈その7(Q&A)で訂正も行われています。

一般名処方マスタでは2012年6月7日付けの疑義解釈で通達された「先発医薬品に準じたもの」や配合剤、徐放性製剤に対する標準的な記載例も示されています。

一般名処方加算の算定可能な品目は、一般名処方マスタに記載されているもののみとされました。

また「先発医薬品に準じたもの」とされた、昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品のうち、価格差のある後発医薬品があるものについては、今回の一般名処方マスタでは「準先発品」と表記されています。

徐放性製剤の記載例

アダラートL錠10mg → 【般】ニフェジピン徐放錠10mg(12時間持続)

アダラートCR錠10mg → 【般】ニフェジピン徐放錠10mg(24時間持続)

テオドール錠50mg → 【般】テオフィリン徐放錠50mg(12～24時間持続)

ユニコン錠200／ユニフィルLA錠200mg → 【般】テオフィリン徐放錠200mg(24時間持続)

配合剤の記載例

ビタメジン配合カプセルB25 → 【般】ベンフォチアミン25mg(B1)・B6・B12配合カプセル

PL配合顆粒 → 【般】プロメタジン1.35%等配合非ピリン系感冒剤

処方せんに記載する一般名処方の標準的な記載例（一般名処方マスタ）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/shohosen.html

一般名処方の記載方法

一般名は「成分名」+「剤形」+「規格」で表記する。一般名の後ろに「屋号」を書くことはできない。一般名の横に括弧で銘柄名を書くこともできない。また一般名処方に変更不可を指定することはあり得ないとされている。

（凡例）

区分：内用薬及び外用薬

一般名処方の記載例：【般】+「一般的名称」+「剤形」+「含量」

「一般的名称」については、添付文書における有効成分の一般名を基本としつつ、これをもととした既収載品の販売名も参考にして一部簡略化したものもあります。

例：アトルバスタチンカルシウム水和物 → アトルバスタチン

ジクロフェナクナトリウム → ジクロフェナクNa

一般名コード：薬価基準収載医薬品コード（厚生労働省医政局経済課の分類コード）の上9桁に続き、3桁「ZZZ」を付記し、12桁としています。

区分	一般名コード	一般名処方の記載例	成分名	規格	同一剤形・規格内の最低薬価	備考（など）
内用薬	1124009F1ZZZ	【般】プロチゾラム錠0.25mg	プロチゾラム	0.25mg 1錠	6.10	
内用薬	1124009F2ZZZ	【般】プロチゾラム口腔内崩壊錠0.25mg	プロチゾラム	0.25mg 1錠	6.10	
内用薬	1139004C1ZZZ	【般】バルプロ酸Na細粒20%	バルプロ酸ナトリウム	20% 1g	12.10	先発品及び一部後発品が「片頭痛発作の発症抑制」の適応を有す

一般名処方マスタ
抜粋例

疑義解釈の訂正（2012年7月3日）

【疑義解釈(厚労省①2012年3月30日)】 【投薬】 2012年7月3日訂正

(問150) 一般名処方において、配合剤等の記載方法はどのようにすればよいのか。

(答) 処方せんへの一般名処方による記載については、一般的名称に剤形及び含量を付加することを原則としているところであり、内用薬及び外用薬のうち、後発医薬品が存在する先発医薬品の主な単味製剤について一般名処方マスタを作成・公表しているところである。一般名処方が浸透する当分の間は、可能な限り一般名処方マスタの範囲で対応されたい。なお、対象については、順次拡大する予定としている。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu_hoken/shohosen.html

(答) 処方せんへの一般名処方による記載については、一般的名称に剤形及び含量を付加することを原則としているところであるが、配合剤も含め、一般名処方の加算対象となる成分・規格についての標準的な記載方法を全て網羅した一般名処方マスタを整備・公表している。一般名処方を行うに当たっては、標準的な記載方法である別添の一般名処方マスタを用いることが望ましい。なお、一般名処方マスタについては、後発医薬品の薬価収載にあわせて順次更新する予定としている。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu_hoken/shohosen.html

[疑義解釈(厚労省②2012年4月20日)] 【処方せん料】2012年7月3日訂正

(問45) 厚生労働省のホームページに掲載されている一般名処方マスタ以外の品目でも一般名処方加算の対象となるのか。

(答) マスタに掲載されている品目以外の後発医薬品のある先発医薬品について、一般的名称に剤形及び含量を付加した記載による処方せんを交付した場合でも一般名処方加算は算定できる。その場合には、薬剤の取り違い事故等が起こらないようにするなど、医療安全に十分配慮しなければならない。

一般名処方マスタは、加算対象医薬品のすべてはカバーしていない。今後、順次更新していく予定である。

(答) 厚生労働省のホームページに掲載されている一般名処方マスタは、一般名処方の加算対象となる成分・規格を全て網羅した形で整備・公表されているところであり、今後、後発医薬品の薬価収載にあわせて順次更新していく予定である。

[疑義解釈(厚労省⑤2012年6月7日)] 【一般名処方加算】2012年7月3日訂正

(問6) 一般名処方加算については、後発医薬品のある先発医薬品について一般名処方した場合に算定できるとあるが、後発医薬品が存在するすべての医薬品を先発医薬品として一般名処方加算の対象としてよいか。

(答) 一般名処方加算については、後発医薬品のある先発医薬品について一般名処方した場合に算定できるとしており、この場合の「先発医薬品」とは、昭和42年以後に新薬として承認・薬価収載されたものを基本としているところであるが、昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品のうち、価格差のある後発医薬品があるものについては、「先発医薬品に準じたもの」とみなせることから、これらについても一般名処方加算を算定できることとする。

なお、一般名処方マスタの対象範囲の拡充にあたり、保険医療機関・保険薬局では準備・対応に一般的に数ヶ月程度を要するものと承知しているが、~~今後の~~円滑な実施に向けのため、「先発医薬品に準じたもの」も含め、一般名処方の加算対象となる成分・規格を全て網羅した一般名処方マスタを~~早急に~~整備し、公表する予定としされている。